

10 就 労

1. 就職の相談

○ハローワーク足立(足立公共職業安定所)

障がい者について専門の窓口を設けています。

求人・求職の受付

職業相談・職業指導・職業紹介・職場適応指導

職業訓練受講の相談・受付

雇用保険受給の手続き

障がい者就職相談会の開催

などを行っています。

手話通訳による相談日もあります。

< 問合せ > ハローワーク足立(足立公共職業安定所)

〒120-8530 足立区千住1-4-1 東京芸術センター6～8階

電話 3870-8609 FAX 3888-2647

○東京障害者職業センター

障がい者に対して

職業相談(仕事につくための条件や心がまえ)

職業評価(職業能力、適正を把握する)

職業リハビリテーション計画(職業相談、職業評価を踏まえながら今後の取組方針を決定)

事業主に対して

事業主援助支援

職場適応援助者による支援

などを行っています。

< 問合せ > 東京障害者職業センター

〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階

電話 6673-3938 FAX 6673-3948

2. 職業訓練

○ 東京障害者職業能力開発校

障がいもしくは病状が安定している方、自力で通える方が対象です。

所在地 〒187-0035 小平市小川西町2-34-1 電話 042-341-1411

(1) 内容

障がい内容に応じた技能と基礎知識を身につけると、就職の支援を行います。

(2) 訓練科目

就業支援科、職域開発科、調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、ビジネスアプリ開発科、ビジネス総合事務科、グラフィックDTP科、ものづくり技術科、建築CAD科、製パン科、実務作業科、OA実務科

(3) 訓練期間

3か月・6か月・1年

訓練期間は、訓練科目によって異なります。

(4) 費用

授業料は無料。ただし、作業服等や入寮者の食費、寝具、日用品、寮自治会費等は自己負担。

なお公共職業安定所の受講指示を受けて入校した場合は、雇用保険が引き続いて支給されます。雇用保険の受給資格のない方で、公共職業安定所の受講指示を受けた場合、訓練手当が支給される場合があります。

< 問合せ > ハローワーク足立 電話 3870-8609

FAX 3888-2647

○ (財)東京しごと財団障害者就業支援事業

障がい者の方の就業促進を図るため、地域の就労支援機関等と連携し、セミナーや相談会、定着支援等様々な事業を行っています。

また、民間企業等を活用し、就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を習得するための職業訓練を行っています。

< 問合せ > (財)東京しごと財団 電話 5211-2310

FAX 5211-2329

障害者委託訓練事業

都内ハローワークと連携し、企業や民間教育機関等を活用した職業訓練を行います。(受講料無料。交通費等の自己負担あり。)

訓練コースの種類等

知識・技能習得訓練コース 障害者向け日本版デュアルシステム
実践能力習得訓練コース e-ラーニングコース
在職者訓練コース

訓練期間

コースにより、3か月又は6か月以内

訓練対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等(他要件あり)。ただし、e-ラーニングコースは通所が困難な障がい者が対象

< 問合せ > (財)東京しごと財団 委託訓練推進班 電話 5211-2683

FAX 5211-2680

又はハローワーク足立 電話 3870-8609

FAX 3888-2647

3. 障がい者の雇用促進

○ 職業講習

障がい者の就職に必要な知識及び技能を習得できるよう職業訓練を行っています。

(1) 対象

公共職業安定所に求職登録をしている障がい者で講習内容を習得できる能力のある方。

(2) 費用

無料

○ 職場適応訓練

障がい者の能力に適した作業の訓練を行って、職場環境に適応させ、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらうことを期待して実施するものです。

事業主に対しては委託費が支給されます。(要件あり)

訓練生には雇用保険の失業給付が支給されます。

なお、短期の職場適応訓練もあります。

(1) 訓練期間

6か月(重度障がい者は1年)以内、短期の場合は2週間(重度障がい者は4週間)以内

< 問合せ > ハローワーク足立 電話 3870-8609

FAX 3888-2647

4. たばこ小売販売業の許可

身体障がい者が、たばこ小売人の許可申請をする場合は、許可基準が緩和されます。

< 問合せ > 日本たばこ産業株式会社 東京支社許可営業総務部担当

〒150-6008 渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー8F

電話 6703-7704 FAX 3440-0830

5. 福祉工場

事業主と雇用契約を結び、従業員となるので各種社会保険が適用されます。(工場所在地は葛飾、板橋、大田区)

(1) 対象

身体障がい者・知的障がい者及び精神障がい者等(要件あり)

< 問合せ > ハローワーク足立 電話 3870-8609

FAX 3888-2647

6. 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。ここでは、障がい者対象の資金の貸付について説明します。

(1) 貸付対象

身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯。あるいは障害者総合支援法による障害者福祉サービスの受給者証を所有していること。

(2) 資金内容一覧

福祉資金 (障がい者世帯対象分)	住居の移転等に必要な経費	500,000	3年以内
	住宅の増築、改修、補修、保全等にかかる経費	2,500,000	7年以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000	8年以内
	障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000	8年以内
	介護サービス、障がい者サービスを受けるのに必要な経費	1,700,000	5年以内
	就職の支度に必要な経費	500,000	3年以内

(障がい者 福祉資金)	生業を営むために必要な経費	4,600,000	9年以内
	技能習得に必要な経費	技能習得期間ごとに設定	
	障害者用自動車の修理に必要な費用	500,000	3年以内

原則、連帯保証人が必要ですが、無でも可。

(3)利率

保証人有なら無利子、無なら年1.5%。

< 問合せ > 荒川区社会福祉協議会 生活福祉資金貸付担当

電話 3802-3155 FAX 3891-5290

7.事業主に対する国の援助

(1)障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障がい者を雇用するにあたり、施設・設備の整備や適切な雇用管理を行うための特別な措置を実施する事業主に対し、その費用の一部を助成します。(要件あり)

(2)特定求職者雇用開発助成金

特定就職困難者コース

ハローワーク等の紹介により障がい者を雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ当該雇用期間が継続して2年以上(重度障がい者等を短期労働者以外として雇入れる場合は3年以上)であることが確実であると認められる事業主に対して、賃金の一部を助成します。(助成期間、助成額は対象の労働者等によって変わります。要件あり)

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

ハローワーク等の紹介により発達障がい者又は難治性疾患患者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成します。(助成期間、助成額は対象の労働者等によって変わります。要件あり)

(3)トライアル雇用助成

障害者トライアルコース

継続雇用する労働者(1年を超える期間の雇用が見込まれる者)へ移行することを目指して原則3か月間(1週間の所定労働時間は20時間以上)の試行雇用を行うことにより、1か月最大4万円(最長3か月)が支給されます。(要件あり)

障害者短時間トライアルコース

精神障がい者又は発達障がい者を対象として、3か月以上、12か月以内の期間、1週間の所

定労働時間は10時間以上20時間未満の試行雇用から開始し、週20時間以上にすることを目指すことにより、1か月最大4万円(最長12か月)が支給されます。(要件あり)

(4) キャリアアップ助成金

障がい者の雇用促進と職場定着を図ることを目的とし、次の または のいずれかの措置を講じた事業主に対して1年間助成します。(助成額は対象者、措置内容によって変わります。要件あり)

有期雇用労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換すること

無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること

< 問合せ > ハローワーク足立 電話 3870-8609

FAX 3888-2647

8. 事業主に対する都の援助

(1) 東京都中小企業障害者雇用支援助成金

大企業と比べて障がい者雇用が進んでいない都内の中小企業に対して、国の助成である、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる障がい者を支給対象期間満了後も引き続き雇用する場合、都独自の賃金助成を行い、併せて、相談員の巡回訪問により、障がい者雇用の拡大と職場定着の一層の促進を図ります。(要件あり。詳しい内容は下記へ)

(2) 東京都障害者安定雇用奨励金

東京都は障がいや難病のある方が希望とやりがいを持って、いきいきと活躍できる社会の実現を目指して、安定的な雇用と処遇改善に取り組む企業を応援し、奨励金を支給します。(要件あり。詳しい内容は下記へ)

(3) 東京都難病・がん患者就業支援奨励金

難病やがん患者の方が、疾患があっても安心して活躍できる社会の実現を目指して、治療と仕事の両立に向けて積極的に取り組む事業主を対象に奨励金を支給します。(要件あり。詳しい内容は下記へ)

< 問合せ > 東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当
電話 03-5321-1111(代)

9.事業主に対する区の補助(荒川区障がい者雇用支援事業補助)

次の雇用形態で障がい者を雇用する法人等が、その雇用において必要な職場整備を行った場合に、その費用の1/2を補助します。

(1)対象となる法人等

身体障がい者又は知的障がい者については1週当たり4時間以上20時間未満、精神障がい者については1週当たり4時間以上15時間未満で雇用する荒川区内の法人等。

ただし、他の法令等による補助又は助成の対象となる法人等は除きます。

(2)対象となる経費

店舗又は工場用の賃貸等に要する経費

施設整備、備品購入等に要する経費

講習会への参加等社員教育に要する経費

指導員の配置、講習会への参加等に要する経費

職場整備にかかった費用の1/2

(3)補助金交付額

以下の上限があります。

申請年度における荒川区在住の新規雇用者1名につき150,000円

申請年度の4月1日現在における荒川区在住の既存雇用者1名につき100,000円

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

10.じょぶ・あらかわ(荒川区障害者就労支援センター)

障がい者の就労の機会を広め、安心して働き続けられるように、専任の職員(就労・生活支援コーディネーター)が、本人や家族、企業からの相談を受け、就労の支援をします。

(1)対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等で、就労活動や就労継続を希望している方。

一般就職を希望する在宅の方

就労移行支援施設や就労継続支援施設を利用されている方

企業等に在職の方

(2)事業内容

必要に応じて以下のような支援をします。

〔就労面の支援〕

職業相談(障がい者雇用に関する事業主からの相談も含む)

就職準備支援

職場開拓

職場実習支援

職場定着支援

離職時の調整及び離職後の支援

〔生活面の支援〕

日常生活の支援

安心して職業生活を続けられるための支援

豊かな社会生活を築くための支援

将来設計や本人の自己決定支援

(3)利用方法

相談予約が必要です。希望で登録ができます(家族や企業等は登録不要)。

(4)費用

無料。ただし、就職活動に係る交通費等は自己負担です。

< 問合せ > アクロスあらかわ内 電話 3803-4510

FAX 3803-4520

11. 荒川区の就労支援

様々な訓練や講習を通じて、障がい者の一般就労のためのスキルアップを図ることで、障がい者の自立と社会参加を支援します。

(1)支援内容

清掃訓練または施設受付訓練

喫茶店補助業務訓練

パソコン講習

ビジネスマナー講習

パソコン講習(視覚障がい者向け)

(2)訓練場所

荒川区立心身障害者福祉センター(荒川たんぼぼセンター)

< 所在地 > 荒川区荒川1-53-20

ティールーム・フェルメール

< 所在地 > 荒川区東尾久6-16-22

スタートまちや

< 所在地 > 荒川区町屋3-28-2

(3)対象

荒川区内に居住し、就労を希望する15歳以上の障がい者(児)等

(4)費用

無料

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417